

特定秘密漏えい事案等に係る再発防止策に

関する有識者会議の検討結果

(中間提言)

令和7年3月24日

目 次

I はじめに

II 総論：防衛省の再発防止策の評価

- ① 防衛省が目指すべき姿の描出
- ② 共通認識の醸成
- ③ 現場に即した合理的で有効な管理体制の確立
- ④ 厳格化にとらわれない実効性の向上

III 各再発防止策の改善の方向性

1 情報保全教育

- (1) 教育手法の改善の方向性
- (2) 教育内容の改善の方向性

2 定期検査

- (1) 検査手法の改善の方向性
- (2) 検査項目の改善の方向性

3 その他の再発防止策

- (1) 漏えいにより生じるリスクの局限
- (2) 立入制限区画に着目した秘密の管理
- (3) 重層的な漏えい防止策及びそのシステム化

IV おわりに

【参考資料】

1 会議の開催状況

2 委員名簿

I はじめに

防衛省では、令和4年12月に特定秘密保護法施行以降初となる海上自衛隊OBへの漏えい事案を公表した後、令和5年に入ってから特定秘密に係る漏えい事案や不適切な取扱い事案が相次いで多数確認された。かかる累次の情報保全事案を踏まえ、防衛省は昨年12月に新たな再発防止策を策定した。本会議（正式名称：特定秘密漏えい事案等に係る再発防止策に関する有識者会議）は、この再発防止策の一環として、本年1月17日に特定秘密等漏えい事案に係る再発防止検討委員会（委員長：防衛副大臣）の下に新設されたものである。

本会議は、「情報保全教育の内容、定期検査の抜本的な見直しその他の特定秘密保護の運用全般に関し、防衛省が策定した再発防止策を補完又は発展させる方途」を討議事項としており、昨年7月の衆議院及び参議院の情報監視審査会の勧告を受けた防衛省の要請を踏まえ、第1回会議で「情報保全事案の原因分析及び再発防止策」について防衛省から説明を聴取して討議を行い、第2回会議で「情報保全教育及び定期検査」について集中的に討議を行った。

その上で、第1回会議及び第2回会議の成果を踏まえ、第3回会議において、特に情報保全教育と定期検査の今後の在り方を中心に本会議の考えをとりまとめたのが本中間提言である。

II 総論：防衛省の再発防止策の評価

防衛省における累次の情報保全事案は、我が国の安全保障を危うくするのみならず、防衛省・自衛隊への国民の信頼を損なうものであり、本会議においても、我が国防衛を担う組織がかかる状況にあることへの懸念や危惧が共有された。一方で、本会議としては、令和6年中に防衛省が公表した情報漏えい事案の多くが必要な確認の不足や法令解釈の過誤といった過失的要因に起因していること、また、情報の漏えい先はいずれも自衛隊員であつて漏えいが自衛隊の部内に留まっていたことにも着目した。悪意ある隊員が故意に秘密情報を部外に提供した事例が確認されていないということは、漏えいの当事者となった隊員を排除するのではなく、漏えいが発生しない組織文化への変革という体質改善が必要であることを意味する。

本会議としては、防衛省が昨年12月に策定した再発防止策はそのような懸念や危惧を解消していくに当たって適切なものであるか、また、秘密情報が漏れない組織文化の構築に繋がるのかという観点も踏まえて、防衛省から説明を聴取するとともに、その是非について検討を行った。その結果、この再発防止策は、各事案の発生原因の分析を踏まえ、情報保全の制度面・運用面・体制面などのほか、部隊運用との関係という防衛省・自衛隊特有の側面も網羅した包括的なものであり、防衛省の目線で構築された取組としては一定程度評価できるものであるとの判断に至った。

防衛省が今後取り組んでいくべきは、我が国の安全保障を十全なものとし、国民の信頼を取り戻すべく、この再発防止策を迅速かつ着実に実行し、組織の隅々にまで浸透させることである。それと同時に、第三者の目線からの意見として、秘密が秘密として保護されるという情報保全の本来の趣旨

が徹底される組織文化の構築に向け、既定の再発防止策に以下の考え方や要素を更に付加していくことを提言したい。

① 防衛省が目指すべき姿の描出

これまでに生起した累次の情報保全事案は防衛省・自衛隊が長らく培ってきた文化・風土に根差したものであり、この点を掘り下げることなく改善策を構築しても良策にはならない。そのため、防衛省の任務遂行に情報保全の観点を加味した目指すべきエンドステートを描き、その理想と現実のギャップを埋めるためのアプローチを検討すべきである。

② 共通認識の醸成

このエンドステートの描出に当たっては、情報保全の失敗が招く任務遂行へのリスクを明確化する必要があり、その際、なぜ秘密情報を守らなければならないのか、そして、秘密として保護しなければならない情報とは何なのかについて組織横断的に共通認識を持ち、秘密情報の漏えいがもたらす安全保障上のリスクへの理解が隊員一人ひとりのレベルに至るまで共有されることが必要である。その上で、防衛省・自衛隊の組織全体で秘密として保護すべき情報を精査し、守るべき情報を具体的に特定とともに、秘密情報を取り扱うことへの緊張感や漏えい時にあり得る国家安全保障上のダメージについて教育等を通じて現場の隅々にまで浸透させていくことが重要である。

③ 現場に即した合理的で有効な管理体制の確立

情報保全はがんじがらめの手続で担保されるものではなく、これが持続するには現場の活動と両立する合理的で有効な管理体制が確立することが重要である。情報保全のための措置を過度に厳格化すれば現場の負担が増し、業務過多や理解不足といった問題が発生しかねない。その

ためには、現場の負担軽減の観点も踏まえた、合理的で有効な具体的な仕組みの構築が必要となる。このような仕組みを検討するに当たっては、情報保全事案発生の予防・早期発見の観点が非常に重要であるほか、中央だけではなく、現場が提示する現場に即した改善策が問題を解決することもあり、また、両者のコミュニケーションを通じて、個々の現場の理解や知識、実践が、当該現場のみならず防衛省・自衛隊の組織全体に浸透することが、組織を横断しての管理体制のレベルアップに有効であることにも留意すべきである。

④ 厳格化にとらわれない実効性の向上

上記③で述べた情報保全のための措置の厳格化に関連して、物事の厳格化ではなく整理により実効性が向上することもあることにも留意すべきである。この点は、上記②で述べた特定秘密として保護すべき情報の精査とも密接に関連する。冒頭で述べたとおり、防衛省における情報漏えい事案の多くは確認不足や法令解釈の過誤といった過失的要因に起因しているところ、その背景には防衛省の情報保全制度が複雑すぎるという事情があるものと考えられる。一方、そもそも情報保全は、措置・手続の厳格化や罰則の厳罰化で担保するのではなく、その必要性や重要性への理解と合理的で有効な管理体制の確立により担保されるべきである。そして、そのためには、秘密情報が漏れないようにするのはなぜかという点を隊員一人ひとりが考えることが出発点にならなければならない。

Ⅲ 各再発防止策の改善の方向性

1 情報保全教育

本会議として、教育資料を再編成し、個々の職員の状況に応じたきめ細かい情報保全教育を実施するという防衛省の再発防止策の方向性は、ややもすれば硬直的・機械的になりがちな情報保全教育を大幅に改革していくものとして評価できる。現行の再発防止策を引き続き推進し、教育資料の作成・試行・検証・改良のサイクルを確立すべきである。

防衛省の各機関や部隊等では所属隊員への年1回以上の教育の実施が義務付けられているところ、教育による効果は約1年で低下していくと言われているため、基本的に年1回という教育頻度は適切である。また、たとえ毎回同じ内容の教育の繰り返しだったとしても、基礎的な知識や感覚が定着していくほか、勤務経験を経てとらえ方が変わり、理解が深まることがあるため有益である。以上を踏まえつつ、防衛省における今後の情報保全教育の改善点について、以下（1）及び（2）のとおり提言する。

（1）教育手法の改善の方向性

- 各自衛隊における教育・訓練の教材の一部に今回再編成した新たな教育資料を取り入れ、修了前の試験等で教育効果を検証することにより、隊員への教育機会の増加を図ることができるほか、教育の実施・評価・改良のサイクルを確立することにも資する。
- 年1回以上の教育を基準としつつ、部署によって教育回数を増やすといったカスタマイズをするのも有効である。
- また、情報保全を昇任試験や各種選抜試験の出題範囲に指定する

など、隊員が自らのキャリアアップをかけて真剣に勉強する機会を設けるのも一案である。

- 現場の新入隊員や若い隊員に定着しやすい教育手法として、ネットワークを活用した対話型の教育手法も有効であると考えられる。
- 今回の情報保全事案の中には、そもそも公文書管理の手続に大きな問題があったものもあり、公文書管理と情報保全は重複する分野があるので、2つの教育を連接して実施することで理解を相乗的に高めることができる。

(2) 教育内容の改善の方向性

- 現場の新入隊員や若い隊員への教育については、本人が秘密情報を如何にして取り扱うのかが明確に理解できるようなものとすべきである。また、若い隊員を育てるという観点から、情報保全意識や制度の成り立ちについての理解を高めていくことのほか、秘密情報が秘密として保護されていることの意味を自ら考えさせたり、仮に非違行為を行った場合の処罰・処分を教えたりすることも重要である。
- 情報保全関係職員への教育については、座学のみならずOJTを取り入れるなど、日々の実務に沿った内容とすることを検討すべきである。
- 情報保全事案発生時の臨時教育については、単に事案の概要等を教育するのではなく、各組織の保全部局が当該事案の教訓を自らの組織の実情に合わせて引き直して紹介するといった工夫を凝らすことが必要である。

2 定期検査

防衛省の各機関や部隊等では年2回以上の定期検査の実施が義務付けられているところ、定期検査の具体的な実施方法に関する防衛省の説明を通じ、本会議として、電磁的記録を含む1件ごとの特定秘密文書等と関係簿冊との突合により現場においては膨大な作業が発生していることを理解した。定期検査の目的は秘密が秘密として守られるようにすることであり、間違いを見つけて厳罰を与えるために実施するものではないという考え方の下、現状の定期検査が有する意義及び実効性を維持しつつも、省力化・効率化を図っていくべきであり、その際、事案発生をそもそも予防できるような方策について具体的に検討を行うべきである。かかる観点から、以下

(1) 及び (2) のとおり提言する。

(1) 検査手法の改善の方向性

- 定期検査を通じた事案の早期発見は重要である一方、懲戒処分を恐れて事案の発見・報告をためらうことも想定されるため、事案の発生自体を予防できるよう、現場の担当者が疑問点を相談できるヘルプデスクのような仕組みを検討すべきである。
- また、秘密管理に係る不具合を匿名で報告できる仕組みを作り、意図的でない軽微なミスをヒヤリ・ハットの段階で把握するとともに、防衛省全体で共有して啓発していくことも検討すべきである。
- 防衛省は令和5年末時点で25万件を超える特定秘密文書を保有しているところ、特定秘密に指定すべき情報の精査のほか、特定秘密文書を作成し過ぎていないか厳密に検証し、特定秘密文書の作成件数を見直すことが必要である。これは、特定秘密文書等の紛失や誤廃棄などのリスクを局限し予防する上でも効果的である。

(2) 検査項目の改善の方向性

- 定期検査により我が国防衛に従事すべき自衛隊の隊務が圧迫されている状況は望ましくない一方、定期検査は特定秘密文書等の管理状況や保護措置の実施状況を定期的に把握するに当たって重要な措置である。そのため、年2回の実施を維持しつつ、可能な限り従来の検査項目を1回に集約し、残り1回はあらかじめ定めた当該年度の重点項目を中心に検査を行うといったメリハリ付けができるか検討すべきである。その際、残り1回については、可搬記憶媒体及び電子計算機の使用状況の総点検といった新たな検査項目に充てることも一案である。
- 定期検査を通じて確認された不具合の内容を防衛省全体としてデータベース化し、重点的に検査すべき項目を共有することで、人員・時間といったリソースを効率的・効果的に活用するとともに、教育内容にも反映して事案を未然に防止することができる。

3 その他の再発防止策

上記で述べた情報保全教育と定期検査の在り方のほか、防衛省が策定したその他の再発防止策に対する現時点での見解は以下のとおりである。
なお、防衛省における特定秘密の運用全般に対する討議は今後の会議にて引き続きしていくこととしており、以下に示した見解は網羅的なものでない。

(1) 漏えいにより生じるリスクの局限

秘密情報の漏えいは我が国の安危に直結するものであるため、漏えい事案の発生時に適切な初動対応をとって二次漏えいのリスクを局限することはもちろん、事案発生の事実や概要について各自衛隊の枠を超えて

迅速に情報共有し、同種事案の発生リスクも併せて局限しなければならない。そのための具体的な措置について検討すべきである。

(2) 立入制限区画に着目した秘密の管理

防衛省においては、秘密情報の保護措置の一環として立入制限区画を設けているところ、このような情報保全上の立入制限区画への立入りは、通常、特定秘密の適性評価及び省秘等の適格性確認により秘密情報の取扱いが認められた隊員についてのみ許可されている。その上で、秘密情報の伝達に当たっては、個々の隊員の適性評価の実施状況に着目し、個人レベルで識別して管理することは困難であるため、この立入制限区画という場所に着目し、そこへの立入り許可により管理するという手法について検討すべきである。

(3) 重層的な漏えい防止策及びそのシステム化

今後は、ヒューマン・エラーを生じさせないようなシステムを構築する必要がある。特定秘密を含む秘密情報は複数の保護措置によって保護されており、それぞれの秘密情報を適切に管理するためには、隊員個人が①適性評価を経ているか否か、②ある特定秘密情報にアクセスすることが認められているか否か、③課室や部隊等で特定秘密管理者補や保護業務責任者・担当者であるか否か、④立入制限区画への立入りが許可されているか否かといった各階層に着目するという手法が有益である。かかる観点から、防衛省が整備を進めているクリアランスの実施状況を一括管理するシステム（上記①関連）に、秘密文書等へのアクセス履歴等を管理する機能（上記②関連）や保全区画の電子錠を管理する機能（上記④関連）などを付加していく、これらの連携を通じて秘密情報の厳格な管理が実現できるものと考えられる。

IV おわりに

本会議は今後、議論の対象を特定秘密保護の運用全般に拡大して討議を継続していくが、まずはこの中間報告を契機に、防衛省が昨年12月に公表した再発防止策を今後も着実に実施していくことのほか、本中間提言Ⅲ 1及び2に示す情報保全教育及び定期検査の改善策を速やかに実行すること、Ⅲ 3に示すその他の改善策を既定の再発防止策に併せて順次実行していくこと、また、これまで述べた施策が十分に機能しているか絶えず確認することを要望したい。防衛省・自衛隊が秘密情報の保全に関して失った国民の信頼を取り戻すには、結局はこのような地道な取組を積み重ねていくのが唯一の道であり、近道でもあると考えている。

【参考資料】

1 会議の開催状況

第1回 令和7年1月22日

案件：情報保全事案の原因分析及び再発防止策

第2回 令和7年2月18日

案件：情報保全教育及び定期検査

第3回 令和7年3月24日

案件：中間提言のとりまとめ

2 委員名簿

黒江 哲郎（座長） 三井住友海上火災保険株式会社顧問

元防衛事務次官

只木 誠（座長代理） 中央大学法学部教授

池田 陽子 弁護士（明大昭平・法律事務所）

関谷 純平 精神科医・産業医（医療法人社団円遊会 理事長）

高橋 秀雄 株式会社長谷工コーポレーション上席主幹

元空将補